(五)　暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引を業として行う場合における金融商品取引業の登録、業務の内容及び方法の変更に係る事前の届出等に関する規定を整備することとした。（第二九条の二、第二九条の四及び第三一条関係）

2　暗号資産を用いた不公正な行為に関する規制の整備

暗号資産の取引及び暗号資産を用いたデリバティブ取引等に関する不公正な行為を禁止することとした。（第一八五条の二二～二四関係）

3　顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等に係る規定の整備

金融商品取引業者の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供することその他保有する情報を第三者に提供することであって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加することとした。（第三五条第一項第一六号関係）

4　電磁的記録に係る犯則調査手続等の整備

一定の電磁的記録に関する差押えその他の電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備することとした。（第二一〇条～第二二六条関係）

5　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　金融商品の販売等に関する法律の一部改正関係

1　金融商品の販売の定義に、暗号資産を取得させる行為を追加することとした。（第二条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

四　農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、保険業法及び農林中央金庫法の一部改正関係

1　顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等に係る規定の整備

銀行、保険会社等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務であって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加することとした。（銀行法第一〇条、保険業法第九八条等関係）

2　保険会社による保険業に関連するＩＴ企業等の子会社化に係る規定の整備

保険会社は、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した保険業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を含む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとした。（保険業法第一〇六条関係）

五　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正関係

店頭デリバティブ取引等の特定金融取引を行う金融機関等について更生手続開始の決定がされた場合には、当該特定金融取引に係る担保権の目的である財産は、更生手続開始の申立てがあった時又は譲渡した時において、更生手続開始の決定がされた者の相手方又は第三者に帰属することとし、当該担保権の目的である財産の額を一括清算後の債権額から控除することとした。（第四条関係）

六　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二一号）（農林水産省）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三一年法律第一七号）の施行期日は、令和元年七月一日とすることとした。

◇農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（政令第二二号）（農林水産省）

1　特定農業用ため池の指定の要件は、当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が一〇〇メートル未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。）が存すること等とすることとした。（第一条関係）

2　特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、水底の掘削、岸の形状の変更及び取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止とすることとした。（第二条関係）

3　特定農業用ため池の所有者の探索の方法は、当該特定農業用ため池の敷地である土地の登記事項証明書の交付を請求すること、当該特定農業用ため池を現に占有する者等に対し情報の提供を求めること、当該所有者と思料される者が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村又は登記所に対し情報の提供を求めること、当該所有者と思料される者に書面の送付等の措置を講ずること等とすることとした。（第三条第一項及び第四条関係）

4　特定農業用ため池の管理者の探索の方法は、当該管理者が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村又は登記所に対し情報の提供を求めること、当該管理者と思料される者に書面の送付等の措置を講ずること等とすることとした。（第三条第二項関係）

5　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第四条関係）

6　この政令は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三一年法律第一七号）の施行の日（令和元年七月一日）から施行することとした。

◇教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令（政令第二三号）（文部科学省）

一　教育公務員特例法施行令の一部改正関係

地方公共団体の長が図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の内部部局において社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるものを、当該研修の対象から除くこととした。（第四条関係）

二　社会教育法施行令の一部改正関係

他の行政庁が図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長に対し、その所掌に関する必要な広報宣伝の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合には、その長と協議して、これらに要する経費について必要な措置を講じなければならないこととした。（第一条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第二四号）（厚生労働省）

1　外国に行こうとする者等の求めに応じて検疫所長が実施する予防接種のうち、黄熱の予防接種に係る手数料を改正することとした。（別表第二の二関係）

2　二見港について検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域（以下「調査区域」という。）を定めるとともに、阪神港について調査区域を変更することとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。